

令和8年度 南城市公私連携幼保連携型認定こども園

公私連携法人募集要領

令和8年6月

南 城 市

1. 公募の趣旨

公私連携認定こども園とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第34条の規定する幼保連携型認定こども園の運営方法の一つであり、その運営を市及び地域と連携し、継続的かつ安定的に設置・運営を行うことができる事業者を募集する。

2. 公募園

名 称：玉城こども園（南城市玉城字屋嘉部76番地）

3. 参加資格

（1）応募資格

次に掲げる①から⑨の要件をすべて、満たすものとする。

- ①私立学校法第3条に基づき設立された学校法人又は社会福祉法第22条に基づき設立された社会福祉法人（以下「法人」という。）であること。
- ②令和8年4月1日時点、南城市内において児童福祉法第39条に基づき設置された保育所（以下「保育所」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に基づき設置された幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）又は学校教育法第22条に基づき設置された幼稚園（以下「幼稚園」という。）の運営実績を有する法人、若しくは沖縄県内（本市及び離島を除く。）において保育所、認定こども園又は幼稚園の運営実績を3年以上有する法人であること。
- ③②の施設において、直近に実施された所管庁の監査、指導検査等において、文書指摘を受けてないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適切な改善報告がされている場合は、指摘を受けてない場合と同様の取り扱いとし、報告した是正改善状況報告書を提出すること。
- ④公私連携幼保連携型認定こども園を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。
- ⑤地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- ⑥民事再生法（平成11年法律第225号）に規定される再生手続き開始又は破産法（平成16年法律第75号）に規定する破産する手続き開始の決定を受けていないこと。
- ⑦国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑧南城市暴力団排除条例（平成23年条例第15号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、またはこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- ⑨代表者又は役員に禁固以上の刑に処された者がいないこと。

(2) 欠格事項

応募者が次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外する。

- ①当該募集要領に定める応募資格や条件等に反する内容で応募した場合
- ②申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、若しくは南城市公私連携幼保連携型認定こども園運営事業者選定委員（以下「選定委員」という。）に本件に関連して個別に接触した場合
- ③申請書類に虚偽の記載があった場合
- ④応募書類の受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑤その他、不正行為があった場合

4. 運営条件

別紙第1号「南城市公私連携幼保連携型認定こども園運営条件」による。

5. 参加申込手続き

(1) 募集要領等の配布

- ①配布期間：令和8年6月3日（水）～令和8年6月8日（月）17時
- ②配布場所：南城市 健康福祉部 こども保育課（庁舎1階）
※市ホームページからもダウンロード可能です。

(2) 現場説明会

- ①説明日程：玉城こども園 令和8年6月10日（水）15時30分～16時30分
- ②申込期限：令和8年6月8日（月）17時まで
- ③提出様式：現場説明会参加申込書（別紙第3号）
- ④提出方法：電子メール
※参加者は各法人2人までとする。

(3) 質問及び回答

- ①受付期限：令和8年6月11日（木）17時まで
- ②提出様式：質問票（様式第1号）
- ③提出方法：電子メール
- ④回答期日：令和8年6月16日（火）（電子メールにて）

(4) 参加表明書

- ①提出期限：令和8年6月17日（水）17時まで
- ②提出様式：参加表明書（様式第2号）
- ③提出方法：持参又は郵送（必着）
- ④提出部数：原本1部

(5) 参加の辞退

- ①提出期限：令和8年6月25日（木）17時まで
- ②提出書類：参加辞退書（様式第3号）
- ③提出方法：持参又は郵送（必着）
- ④提出部数：原本1部

※やむを得ず参加を辞退する場合は上記様式により辞退の届けを行うこと。

(6) 提案書

- ①提出期限：令和8年6月26日（金）17時まで
- ②提出書類：別紙第4号「提出書類一覧」参照
- ③提出方法：持参
- ④提出部数：15部（データ1部）

(7) その他

- ①本提案に係る全ての費用は提案者の負担とする。
- ②手続きにおいて使用する言語は日本語に限定する。
- ③提案書類等として提出された全ての資料は、本選定業務以外には使用しない。また、返却も行わない。
- ④提出された提案書等を受理した後の提案者による加筆及び修正は原則認めない。
- ⑤提案書等は選定を行うための事務作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- ⑥運営法人選定にあたり、確認が必要とされた場合は追加資料の提出や聞き取りを求められることがある。

6. 選定方法

(1) 基本的な考え方

南城市公私連携幼保連携型認定こども園運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会において提案内容を公平かつ厳正に審査し、提案された内容を総合的に評価して公私連携運営法人候補者（以下「候補者」という。）を選定するとともに、次点候補者も併せて選定する。

(2) 審査方法

①参加資格の確認

参加資格要件、提出書類等の不備等の基本的事項を確認する。

②応募法人の運営保育所・認定こども園・幼稚園の視察

運営を行っている保育所・認定こども園・幼稚園の視察を行い審査する。

但し、視察の点数において基準を下回る場合は、プレゼンテーション審査に進むことができない。

※事前に、視察日の週案・日案及び前年度研修報告書の提出を求めます。

③プレゼンテーション審査

提出書類及びプレゼンテーションについて、評価基準に基づき、以下の審査基準項目によって企画提案の内容を総合評価する。

上記①～③について、各選定委員の評価点の合計を選定委員会評価とする。

(3) 審査評価項目

別紙5「南城市公私連携幼保連携型認定こども園公私連携法人の審査基準」による。

(4) 候補者の決定

令和8年度南城市公私連携幼保連携型認定こども園公私連携法人候補者選定の審査等にて最も高く評価された者を候補者とし、次点の者を次点候補者とする。ただし、最も高い点を獲得した者が2法人以上ある場合は、選定委員会にて審議し、順位を決定する。

(5) プレゼンテーションについて

①プレゼンテーション実施要領

(ア) プレゼンテーション時間は、1法人あたり50分とする。

[提案内容説明30分・質疑20分]

(イ) プレゼンテーションは提案書の内容に沿って説明を行うこと。提案書以外の内容は評価の対象としない。

(ウ) プレゼンテーション当日は、本業務に携わる責任者が必ず出席すること。

②使用機材について

プレゼンテーションの実施にあたり、使用する機材等は全て提案者が用意すること。ただし、プロジェクター及び電源コードリールは、本市で用意する物を使用して構わない。

7. 審査結果の通知等

(1) 審査結果の通知

プレゼンテーションの審査結果は、1週間以内に通知するものとし、候補者については本市の行政掲示板及びホームページにて公告を行う。審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。ただし、選定されなかった者は、選定委員会に対して書面により、その理由についての説明を求めることができる。なお、この書面は、審査結果の通知を受領した翌日から起算して15日以内に提出しなければならないものとする。

8. 協定の締結及び公私連携法人の指定等の手続き

(1) 仮協定の締結

本市は、候補者と認定こども園法第34条第2項の協定項目について協議し、協議成立後、仮協定を締結する。但し、協議が不調となった場合は、次点候補者と協議し、協議成立後に仮協定を締結する。

(2) 協定の締結

本市は、候補者と認定こども園法第34条第2項に基づく協定を締結する。

(3) 公私連携法人の指定

協定の締結後、本市は候補者を認定こども園法第34条第1項の公私連携法人として指定するものとする。

(4) 公私連携法人の指定を行わない場合の補償

協定の締結に至らなかった場合又は候補者の責により、本市が公私連携法人の指定を行わない場合にあっては、候補者が本応募要領にしたがって支出した費用等について、本市は一切の補償の義務を負わないものとする。

9. 協定の有効期間

(1) 協定の有効期間

協定の有効期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。協定期間満了後については、以下のいずれにも該当すると本市が認めた場合は、本市と公私連携法人間で協議した上で協定を更新することができるものとする。

①協定有効期間内における運営状況が、継続的かつ安定的に行うことができる能力を有すること。

②協定有効期間内において、乙の故意又は過失による重大な事故や損失がないこと。

※本協定の締結については令和9年3月予定

10. スケジュール

	項 目	時 期
1	募集要領の配布	令和8年6月3日（水）から 令和8年6月8日（月）17時まで
2	現場説明会申込期限	令和8年6月8日（月）
3	現場説明会（玉城こども園）※要申込	令和8年6月10日（水）
4	質問書の受付（様式第1号）	令和8年6月11日（木）17時まで
5	質問書の回答	令和8年6月16日（火）
6	参加表明書の受付（様式第2号）	令和8年6月17日（水）17時まで
7	参加辞退届の受付（様式第3号）	令和8年6月25日（木）17時まで
8	提案書の受付（各種様式）	令和8年6月26日（金）17時まで
9	参加資格結果通知	令和8年6月30日（火）
10	第2回選定委員会（視察）	令和8年7月7日（火）9時～11時
11	第3回選定委員会（視察）	令和8年7月14日（火）9時～11時
12	第4回選定委員会 （プレゼンテーション）	令和8年7月27日（月） 13時～17時
13	選定結果通知	令和8年7月下旬（予定）
14	仮協定の締結	令和8年9月（予定）
15	本協定締結及び公私連携法人の指定	令和9年3月（予定）

11. 担当部署（受付・問合せ）

〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所1階
南城市 健康福祉部 こども保育課 保育こども園係（担当：桃原 喜智）
電話：098-917-5343 E-mail：kodomohoiku@city.nanjo.lg.jp